

山梨県公報

第千五百七十九号

平成十七年

六月十六日

木曜日

目次

腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除	四三一
道路の区域変更(三件)	四三一
道路の供用開始	四三一
県営土地改良事業の完了	四三一
収入証紙売りさばき人の指定	四三一
収入証紙売りさばき人からの廃止の届出	四三一
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	四三二
土地改良区役員の退任及び就任	四三三
公安委員会	四三三
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	四三三

告示

山梨県告示第三百二十九号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成十七年山梨県告示第二百七十九号及び第二百九十二号)は、解除する。
平成十七年六月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第三百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年七月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年六月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府玉穂中道線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
中巨摩郡玉穂町大字乙黒字下河原七六七番の一地先から 中巨摩郡玉穂町大字乙黒字下河原笛吹川右岸堤防敷地先まで		六・〇	六・〇	四七・〇	四三八・〇
		四七・〇	六・〇		
		一五・〇	一五・〇	九三・〇	二四一・四
		四七・〇	六・〇		

山梨県告示第三百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年七月七日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年六月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葎崎櫛形豊富線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
中巨摩郡玉穂町大字乙黒字下河原七二二番の一地先から 中巨摩郡玉穂町大字乙黒字下河原笛吹川右岸堤防敷地先まで		六・〇	六・〇	一六・〇	三〇八・〇
		一六・〇	六・〇		
		一五・〇	一五・〇	九三・〇	二四一・四
		四七・〇	六・〇		

八・五	三四一・四
四二・〇	

山梨県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年七月七日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年六月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大菩薩初鹿野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
東山梨郡大和村大字木賊字棚沢七〇五番の 一地从先から 東山梨郡大和村大字木賊字棚沢七〇五番の 一地先まで	九・四 四五・〇	九・四 四五・〇		一〇二・八

山梨県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年七月七日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年六月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	一宮山梨線	笛吹市大字春日居町下岩下字横 町四二〇番の二地从先から 笛吹市大字春日居町下岩下字横	二七〇・〇	平成十七年 六月十六日

町三二四番地先まで

山梨県告示第三百三十四号

県営土地改良事業（荒川地区ため池等整備事業）の工事は、平成十七年三月三十一日をもって完了した。
平成十七年六月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第三百三十五号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により、山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。
平成十七年六月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

売りさばき場所	住 所	氏 名	指 定 年 月 日
甲府市丸の内一丁目 六番一号	東京都港区西新橋 一丁目一番十五号	エームサービ ス株式会社	平成十七年六月十日

山梨県告示第三百三十六号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により、指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。
平成十七年六月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

売りさばき場所	住 所	氏 名	廃 止 年 月 日
甲府市丸の内一丁目 六番一号	甲府市丸の内一 丁目六番一号	地方職員共済 組合山梨県支 部	平成十七年六月十日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年六月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十七年五月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 山梨高齢化社会を考える会
 - 2 代表者の氏名 近本瑠美子
 - 3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡昭和町西条三千百二十三番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、介護を必要とする高齢者その他支援を必要とする人々に対し、居宅支援事業を行い、また医療、介護制度に関する情報提供、セミナーの開催などにより、地域福祉の進化、発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十七年六月一日から同年七月三十一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年六月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十七年五月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 介護屋きわみ
 - 2 代表者の氏名 秋山誠
 - 3 主たる事務所の所在地 南巨摩郡増穂町最勝寺千四百番地の二
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・要介護者・障害者（児）に対して、高齢者介護・障害者（児）介護に関する事業を行い介護福祉・社会福祉に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十七年六月一日から同年七月三十一日まで

● 土地改良区役員の変更及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、穂坂双葉畑かん土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十七年六月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任			
役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	志村 英文	葦崎市穂坂町三之蔵三一八四番地	平成十七年四月二十日
同	保坂 春良	上今井一五〇三番地	同
同	猪股 富美	同 九二番地	同
同	長久保 清	甲斐市宇津谷八六八三番地一	同
監事	横内 政彦	葦崎市穂坂町三ツ沢二五〇五番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	大柴 一美	葦崎市穂坂町三之蔵三二〇五番地	平成十七年四月二十一日
同	保坂 典男	上今井一三〇二番地	同
同	石川 浩	三ツ沢三三五九番地	同
同	斉藤 重蔵	甲斐市宇津谷一五〇番地	同
監事	志村 英文	葦崎市穂坂町三之蔵三一八四番地	同

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五十五号
信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された

日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十七年六月十六日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

別表第一中

六	山梨市小原西一、一一八番地先 (県道山梨牧丘線と市道との交 差点)	岡田商店前	四六・九・二〇
---	---	-------	---------

六	山梨市小原西一、一一八番地先 (県道三日市場南線と市道との 交差点)	山梨郵便局北	平成一七年六月一六日 告示第五五号
---	--	--------	----------------------

六二	東山梨郡三富村川浦二〇九番地 先(国道一四〇号と村道上萩三 号線等との五差路交差点)	三富村役場南	平一〇・二・九 告示 第六号
----	--	--------	----------------------

六二	山梨市三富川浦二〇九番地先(国 道一四〇号と市道上萩三号線 等との五差路交差点)	三富庁舎南	平成一七年六月一六日 告示第五五号
----	--	-------	----------------------

に改める。

別表第三中

二二八	市道 水門新 青沼線	甲府市丸の内二丁目 二六番一号先から 甲府市丸の内二丁目 二六番一五号先まで (八〇メートル)	車両 (二輪 ・軽車 両・沿 道家屋 関係車	終日	甲府 平四・三・五 七号
-----	------------------	---	---------------------------------------	----	--------------------

					両を除く
--	--	--	--	--	------

二二八	削除			甲府 平成一七年六月一 六日 告示第五五号
-----	----	--	--	--------------------------------

に改める。

別表第四中

四九三	国道一 三九号 (富士 見バイ パス)	富士吉田市下吉田三、 九七三番地の二先(浄 化センター入口交差点 ・左折導流部)(一七 メートル)	車両	車両進行 南から西 へ終日	富士 吉田 平成一七年四 月二八日 告示第三七号
-----	---------------------------------	---	----	---------------------	--------------------------------------

四九三	国道一 三九号 (富士 見バイ パス)	富士吉田市下吉田三、 九七三番地の二先(浄 化センター入口交差点 ・左折導流部)(一七 メートル)	車両	車両進行 南から西 へ終日	富士 吉田 平成一七年四 月二八日 告示第三七号
-----	---------------------------------	---	----	---------------------	--------------------------------------

四九四	その他 の道路 (病院 内通路)	甲府市富士見一丁目一 、七七四番地の四先(県 立中央病院駐車場) から甲府市富士見一丁 目四番三三号先(中央 病院東交差点)まで(二 五メートル)	車両	車両進行 西から東 へ終日	甲府 平成一七年六 月一六日 告示第五五号
-----	---------------------------	---	----	---------------------	--------------------------------

に改める。

別表第五中

二二四	市道	甲府市朝氣一丁目一 四番一号先(市立東 小学校南東角丁字路	東進す る車両 (軽車	日曜、 休日を 除く七	南甲府 平成一七年二 月二一日 告示第七号
-----	----	-------------------------------------	-------------------	-------------------	--------------------------------

		交差点)			
		両を除く)	時から九時まで		

を

二二四	市道	甲府市朝氣一丁目一四番一先(市立東小学校南東角丁字路交差点)	東進する車両(軽車両を除く)	日曜、休日を除く七時から九時まで	南甲府 平成一七年二月二一日 告示第七号
二二五	市道富士見通り線	甲府市富士見一丁目四番三三三号先(中央病院東交差点)	北進する車両	終日	甲府 平成一七年六月一六日 告示第五号

に改める。
別表第六中

三九七	市道富士見通り線	甲府市富士見一丁目四番三三三号先(中央病院駐車場入口交差点北側)	南進する車両	終日	甲府 平一〇・二・九告示第六号
-----	----------	----------------------------------	--------	----	--------------------

を

三九七	市道富士見通り線	甲府市富士見一丁目四番三三三号先(中央病院東交差点)	南進する車両	終日	甲府 平成一七年六月一六日 告示第五号
-----	----------	----------------------------	--------	----	---------------------------

に

四七九	市道	富士吉田市下吉田三七六五番地の一先(愛染交差点南東角)	西進する車両	終日	富士吉田 平成一七年四月二八日 告示第三十七号
-----	----	-----------------------------	--------	----	-------------------------------

を

四七九	市道	富士吉田市下吉田三七六五番地の一先(愛染交差点南東角)	西進する車両	終日	富士吉田 平成一七年四月二八日 告示第三十七号
四八〇	市道	甲府市塩部二丁目一、九六二番地の四先(甲府工業高校西交差点南側)	西進する車両	終日	甲府 平成一七年六月一六日 告示第五号

に改める。
別表第十中

三、九三九	町道南北線	東山梨郡勝沼町下岩崎七四五番地の一先			塩山 平成一四年九月一九日 告示第五二号
-------	-------	--------------------	--	--	----------------------------

を

三、九三九	削除				塩山 平成一七年六月一六日 告示第五五号
-------	----	--	--	--	----------------------------

に

四、三〇二	市道富士見通り線	甲府市富士見一丁目四番三三三号先(中央病院入口2交差点)			甲府 平一〇・二・九告示第六号
-------	----------	------------------------------	--	--	--------------------

を

四、三〇二	市道富士見通り線	甲府市富士見一丁目四番三三三号先(中央病院東交差点)			甲府 平成一七年六月一六日 告示第五五号
-------	----------	----------------------------	--	--	----------------------------

に

五、一三〇	市道	富士吉田市下吉田三、九四〇番			富士 平成一七年四月
-------	----	----------------	--	--	---------------

を

五、一三三〇	市道	富士吉田市下吉田三、九四〇番地先(愛染通り交差点西側丁字路交差点)	一	富士吉田	平成一七年四月二八日 告示第三七号
五、一三一	市道千塚五丁目一号線	甲府市千塚五丁目八番一五号先	一	甲府	平成一七年六月一六日 告示第五五号
五、一三二	市道金竹二号線	甲府市新田町五番一四号先(池田公園北側出入口前)	一	甲府	平成一七年六月一六日 告示第五五号
五、一三三	市道富士見通り線	甲府市飯田二丁目二、九八七番地の四先(パスポートセンター東交差点西側)	一	甲府	平成一七年六月一六日 告示第五五号
五、一三四	県道甲府南アルプス線	甲府市飯田一丁目三番二九号先(パスポートセンター東交差点)	二	甲府	平成一七年六月一六日 告示第五五号
五、一三五	市道葎崎五〇号線	葎崎市本町一丁目四番一〇号先(登志満写真館前)	一	葎崎	平成一七年六月一六日 告示第五五号
五、一三六	市道五四〇号線(石和地内)	笛吹市石和町松本一、〇五六番地先(コミュニティ道路西側(広場交差点))	三	笛吹	平成一七年六月一六日 告示第五五号
五、一三七	市道五三九号線(石和地内)	笛吹市石和町松本一、一〇四番地先(コミュニティ道路東側(広場南側交差点))	二	笛吹	平成一七年六月一六日 告示第五五号

地先(愛染通り交差点西側丁字路交差点)
吉田 二八日
告示第三七号

に改める。

別表第十四中

五、一三八	農道三八号線	山梨市牧丘町隼四一番地先(花輪自工前丁字路交差点)	二	日下部	平成一七年六月一六日 告示第五五号
五、一三九	国道四一〇号線	山梨市歌田三八番地の一先(トヨタカローラ山梨峡東営業所前)	一	日下部	平成一七年六月一六日 告示第五五号
五、一四〇	村道入角丸尾岸線	南都留郡忍野村忍草一、四三七番地先(村立忍野幼稚園西側)	一	富士吉田	平成一七年六月一六日 告示第五五号

を

二六九	市道池添梅ヶ坪線	甲府市城東三丁目一、二〇五番一九号先から甲府市朝氣三丁目一四番一〇号先(尙鈴峯山梨営業所西側交差点)までの両側	一	甲府南府	平成一五年三月三日 告示第一六号
二六九	市道池添梅ヶ坪線	甲府市城東三丁目一、二〇五番一九号先から甲府市朝氣三丁目一四番一〇号先(尙鈴峯山梨営業所西側交差点)までの両側	一	甲府南府	平成一五年三月三日 告示第一六号

に

二六九	市道池添梅ヶ坪線	甲府市城東三丁目一、二〇五番一九号先から甲府市朝氣三丁目一四番一〇号先(三菱甲府南口給油所前交差点)までの両側	一、四〇〇	甲府南府	平成一七年六月一六日 告示第五五号
二六九	市道池添梅ヶ坪線	甲府市城東三丁目一、二〇五番一九号先から甲府市朝氣三丁目一四番一〇号先(三菱甲府南口給油所前交差点)までの両側	一、四〇〇	甲府南府	平成一七年六月一六日 告示第五五号

一、六 二四	市道荊 沢芦原線	南アルプス市荊沢 四三二番地四先 市道(廃軌道)と の交差点)から南 アルプス市荊沢一 、一六〇番地先 (甲西工業団地入口 交差点)までの両 側	八〇	車両(原付・けん引)を除く。	四〇	南アルプス	平成一七年四月二八日告示第三七号
一、六 二四	市道荊 沢芦原線	南アルプス市荊沢 四三二番地四先 市道(廃軌道)と の交差点)から南 アルプス市荊沢一 、一六〇番地先 (甲西工業団地入口 交差点)までの両 側	八〇	車両(原付・けん引)を除く。	四〇	南アルプス	平成一七年四月二八日告示第三七号
一、二 二〇	市道東 五条通り線	甲府市朝氣三丁目 二二番一〇号先 (三菱甲府南口給油 所前交差点)から 甲府市南口町二番 二五号先までの両 側	一一五	車両(原付・けん引)を除く。	四〇	南甲府	平成一七年六月一六日告示第五五号
一、二 二〇	市道東 五条通り線	甲府市朝氣三丁目 一四番一〇号先 (株エフアール西側 交差点)から甲府 市南口町二番二五 号先までの両側	三二五	車両(原付・けん引)を除く。	四〇	南甲府	平成一七年六月一〇日告示第五〇号

四五	国道一 四二号	北杜市高根町長沢四 一、二番地先から北杜 市高根町清里三、五 四五番地先(新大門 橋長野県境)までの 両側	一一、四〇	車両	終日	長坂	平成一七年六月一六日告示第五五号
四五	国道一 四一 号	北巨摩郡高根町長沢 一、六八三番地先か ら北巨摩郡高根町清 里三、五四五番地先 (新大門橋長野県境)までの両側	一三、四〇	車両	終日	長坂	平成一七年三月一日告示第九号
一、六 二六	県道甲 府南アルプス 線	甲府市塩部二丁目 六番九号先(甲府 工業高校西交差点)から甲府市飯田 一丁目三番二九号 先(バスポートセ ンター東交差点) までの両側	三五〇	車両(原付・けん引)を除く。	五〇	甲府	平成一七年六月一六日告示第五五号
一、六 二五	市道愛 宕町下 条線	甲府市塩部二丁目 六番九号先(甲府 工業高校西交差点)から甲府市富士 見一丁目四番三三 号先(中央病院東 交差点)までの両 側	三〇〇	車両(原付・けん引)を除く。	四〇	甲府	平成一七年六月一六日告示第五五号

二五二	市道東五条通り線	甲府市朝気三丁目一四番一〇号先(株エフアール西側交差点)から甲府市南口町二番二五号先までの両側	三一五	車両	終日	南甲府	平成一七年六月一日
二五二	市道東五条通り線	甲府市朝気三丁目一四番一〇号先(株エフアール西側交差点)から甲府市南口町二番二五号先までの両側	三一五	車両	終日	南甲府	平成一七年六月一日

二五二	市道東五条通り線	甲府市朝気三丁目二番一〇号先(三菱甲府南口給油所前交差点)から甲府市南口町二番二五号先までの両側	一一五	車両	終日	南甲府	平成一七年六月一日
-----	----------	--	-----	----	----	-----	-----------

を
に改める。
別表第十六中

一〇、九三九	国道一三九号	富士吉田市下吉田六、一九九番地先(ほつかほつか亭富士見町店前・東進車両)	富士吉田	平成一七年四月二八日	告示第三十七号
--------	--------	--------------------------------------	------	------------	---------

一〇、九三九	国道一三九号	富士吉田市下吉田六、一九九番地先(ほつかほつか亭富士見町店前・東進車両)	富士吉田	平成一七年四月二八日	告示第三十七号
一〇、九四〇	市道緑が丘七号線	甲府市緑が丘一丁目三番七号先(西進車両)	甲府	平成一七年六月一六日	告示第五五号
一〇、九四一	市道富士見通り線	甲府市飯田二丁目一、九八七番地の四先(パスポートセンター東交差点西側・北進車両)	甲府	平成一七年六月一六日	告示第五五号
一〇、九四二	市道	甲府市塩部二丁目一、九六二番地の四先(甲府工業高校西交差点南側・西進車両)	甲府	平成一七年六月一六日	告示第五五号

一〇、九四三	市道	甲府市塩部二丁目七九四番地の一先(甲府工業高校西交差点西側・南進車両)	甲府	平成一七年六月一六日	告示第五五号
一〇、九四四	市道	甲府市塩部二丁目九九三番地の六先(市道愛宕町下条線との十字路交差点・北進車両)	甲府	平成一七年六月一六日	告示第五五号
一〇、九四五	市道	甲府市塩部二丁目九八七番地の六先(市道愛宕町下条線との十字路交差点・南進車両)	甲府	平成一七年六月一六日	告示第五五号
一〇、九四六	市道	甲府市塩部二丁目九九六番地の五先(市道愛宕町下条線との十字路交差点・南進車両)	甲府	平成一七年六月一六日	告示第五五号
一〇、九四七	市道	甲府市塩部二丁目一、〇〇九番地の五先(中央病院東交差点東側・南進車両)	甲府	平成一七年六月一六日	告示第五五号
一〇、九四八	町道	中巨摩郡昭和町西条四六一番地先(上杉商店南側・東進車両)	南甲府	平成一七年六月一六日	告示第五五号
一〇、九四九	市道上町八号線	甲府市上町二九三番地の一先(新生保育園南西側丁字路交差点・東進車両)	南甲府	平成一七年六月一六日	告示第五五号
一〇、九五〇	市道五四二号線(石和地内)	笛吹市石和町松本一、一〇四番地先(コミニニティ道路東側広場交差点南側・南進車両)	笛吹	平成一七年六月一六日	告示第五五号
一〇、九五一	市道	笛吹市春日居町鎮目三一三番地の一先(徳条踏切東側・東進車両)	日下部	平成一七年六月一六日	告示第五五号
一〇、九五二	市道	笛吹市春日居町鎮目二八番地の一先(徳条踏切東側・西進車両)	日下部	平成一七年六月一六日	告示第五五号

一〇、九五三	市道	笛吹市春日居町鎮目五一二番地の一先（国府踏切東側・南進車両）	日下部	平成一七年六月一六日 告示第五五号
一〇、九五四	農道三八号線	山梨市牧丘町集四一番地先（花輪自工前丁字路交差点・東進車両）	日下部	平成一七年六月一六日 告示第五五号
一〇、九五五	農道三八号線	山梨市西一、九六七番地先（佐々木自工北側十字路交差点・東進車両）	日下部	平成一七年六月一六日 告示第五五号
一〇、九五六	農道三八号線	山梨市西二、一一六番地先（佐々木自工北側十字路交差点・西進車両）	日下部	平成一七年六月一六日 告示第五五号
一〇、九五七	農道一〇四号線	山梨市市川六九六番地先（南進車両）	日下部	平成一七年六月一六日 告示第五五号
一〇、九五八	市道	山梨市歌田一四七番地先（日川小学校グラウンド南側・北進車両）	日下部	平成一七年六月一六日 告示第五五号

に改める。
別表第十七中

一五九	市道	甲府市高畑二丁目四番一先から甲府市国母一丁目二三番五号先までの両側	六〇〇	車両	終日	甲府・南府	平成一七年六月一七 告示第一九号
-----	----	-----------------------------------	-----	----	----	-------	---------------------

一五九	削除					甲府・南府	平成一七年六月一六日 告示第五五号
-----	----	--	--	--	--	-------	----------------------

一八四	町道	中巨摩郡昭和町西条四五六番地の一先から中巨摩郡昭和町西条二九九番地先までの両側	三九五	車両	終日	南府	平成一七年六月一七 告示第一二二号
一八五	町道	中巨摩郡昭和町西条四五三番地先から中巨摩郡昭和町西条四〇二番地の二先までの両側	三〇〇	車両	終日	南府	平成一七年六月一七 告示第一二二号

一八四	削除					南府	平成一七年六月一七 告示第五五号
一八五	削除					南府	平成一七年六月一七 告示第五五号

一八七	県道	中巨摩郡竜王町新町四八一番地の一先（町営駐車場）から中巨摩郡田富町布施二、〇六七番地先までの両側	六、五〇〇	車両（二輪のものを除く）	終日	南府	平成一七年六月一七 告示第一四八号
-----	----	--	-------	--------------	----	----	----------------------

一八七	県道敷島田富線	甲斐市竜王新町無番地先（JR竜王駅前）から中巨摩郡昭和町河西七四一番地先（込山酒店）までの両側	六、二〇〇	車両	終日	府南甲	平成一七年六月一日告示第五号
-----	---------	---	-------	----	----	-----	----------------

三五二	町道	中巨摩郡昭和町西条四七七番地の一先（塩沢電化）から中巨摩郡昭和町西条八七四番地先までの両側	五〇〇	車両	終日	府南甲	四九・七二九号
-----	----	---	-----	----	----	-----	---------

三五二	削除					府南甲	平成一七年六月一日告示第五号
-----	----	--	--	--	--	-----	----------------

三六三	町道昭和町通一号線	中巨摩郡昭和町河東中島五〇五番地の一先から中巨摩郡昭和町西条三九四〇番地先（甲府市外電話局前交差点）までの両側	二、五五〇	車両	終日	府南甲	五七・一〇・八四二号
-----	-----------	---	-------	----	----	-----	------------

三六三	削除					府南甲	平成一七年六月一日告示第五号
-----	----	--	--	--	--	-----	----------------

三六五	町道	中巨摩郡竜王町新町一番地先（曾根川サイクル）から中巨摩郡竜王町新町大原二、一九七番地先までの両側	一、八〇〇	車両	終日	府南甲	四九・一四八号
-----	----	--	-------	----	----	-----	---------

三六五	市道	甲斐市竜王新町一番地一先（曾根川サイクル）から甲斐市竜王新町一、四三一番地先（新町赤坂交差点）までの両側	七〇〇	車両	終日	府南甲	平成一七年六月一日告示第五号
-----	----	--	-----	----	----	-----	----------------

六〇三	町道	中巨摩郡竜王町竜王新町四六四の四から中巨摩郡竜王町竜王新町三二一番地（喜笑亭）まで	一三三〇	車両	終日	府南甲	五四・二八号
-----	----	---	------	----	----	-----	--------

六〇三	削除					府南甲	平成一七年六月一日
-----	----	--	--	--	--	-----	-----------

六七八	六一九	六一八	六一九	六一八	
市道上条新居後屋線	削除	削除	町道八幡新田学校線	町道万歳河原本線	
甲府市国母七丁目九番二六号先(フレンドショップ)から甲府			中巨摩郡竜王町西八幡四、三九三番地先から中巨摩郡竜王町西八幡四、五九五番地先まで	中巨摩郡竜王町富竹新田一、九八の三三栄林業先から中巨摩郡竜王町富竹新田二、〇六四の四先まで	
四〇〇			一五〇	五五〇	
車両			車両	車両	
終日			終日	終日	
府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	
五六・六 一〇 三五号	平成一七年六月一 六日 告示第五 五号	平成一七年六月一 六日 告示第五 五号	五四・一 一七 四八号	五四・一 一七 四八号	六日 告示第五 五号

九二〇	九一九	九一八	九一七	六七八	
市道	市道	市道 下石田 上田 ⁽²⁾ 線駒形 二号线	市道 駒形一 号线	削除	
甲府市国母三丁目一三番一六号先から甲府市国母三丁目七番一 号先までの両側	甲府市国母一丁目五番一三号先から甲府市国母五丁目一番四号先までの両側	甲府市国母二丁目一八番八号先から甲府市国母二丁目三番一 号先(大市マート前交差点)までの両側	甲府市国母二丁目一七番三 号先から甲府市国母二丁目一八番五 号先までの両側	市国母八丁目二番一 号先(和幸食品)までの両側	
二五〇	四六〇	二九〇	二四〇		
車両	車両	車両	車両		
終日	終日	終日	終日		
府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	
六〇・一 二・二 四七号	六〇・一 二・二 四七号	六〇・一 二・二 四七号	六〇・一 二・二 四七号	平成一七年六月一 六日 告示第五 五号	

九二二	市道	甲府市国母三丁目一五番三三三号先から甲府市国母三丁目六番二号先までの両側	三〇〇	車両	終日	府南甲	六〇・一 二・二二 四七号
九二二	市道 高畑二丁目市場線	甲府市国母四丁目一八番九号先から甲府市国母四丁目二番六号先までの両側	四六〇	車両	終日	府南甲	六〇・一 二・二二 四七号
九二三	市道	甲府市国母五丁目三番一号先から甲府市国母五丁目一六番二〇号先までの両側	四五〇	車両	終日	府南甲	六〇・一 二・二二 四七号

を

九二七	削除					府南甲	平成一七年六月一 六日 告示第五号
九一八	削除					府南甲	平成一七年六月一 六日 告示第五号
九一九	削除					府南甲	平成一七年六月一 六日 告示第五号
九二〇	削除					府南甲	平成一七年六月一 六日 告示第五号

九二二	削除					府南甲	平成一七年六月一 六日 告示第五号
九二二	削除					府南甲	平成一七年六月一 六日 告示第五号
九二三	削除					府南甲	平成一七年六月一 六日 告示第五号

に

九二九	市道	甲府市高畑二丁目一四番一〇号先(オスカークリーニング)から甲府市国母一丁目二四番一六号先(日本キリスト教会山梨教会)までの両側	二五〇	車両	終日	府南甲	平成一七年六月一 六日 告示第一九号
九三〇	市道	甲府市国母一丁目二四番二一号先から甲府市高畑二丁目一九番一二号先(甲府商工信用金庫南西支店南側)までの両側	一九〇	車両	終日	府南甲	平成一七年六月一 六日 告示第一九号
九三一	沼川管	甲府市高畑二丁目	五六〇	車両	終日	府南甲	平成一七年六月一 六日 告示第一九号

を

九三〇	九二九	九三四	九三三	九三二
削除	削除	沼川管 理道路 右岸	沼川管 理道路 右岸	沼川管 理道路 左岸
		甲府市国母一丁目一番二号先(三栄オートショップ北)から甲府市高畑二丁目一八番一号先(南西スズキ自動車販売東方)までの両側	甲府市国母二丁目二番一号先から甲府市国母二丁目二番一号先までの両側	甲府市高畑三丁目三番五号先(高畑警察官連絡所)から甲府市高畑三丁目六番二二番先までの南側
		五四〇	三〇〇	二八五
		車両	車両	車両
		終日	終日	終日
府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲
平成一七年六月一六日 告示第五	平成一七年六月一六日 告示第五	平成一七年六月一七 告示第一九号	平成一七年六月一七 告示第一九号	平成一七年六月一七 告示第一九号

に

九四四	九四三	九三四	九三三	九三二	九三一
市道	市道上条新居後屋線	削除	削除	削除	削除
甲府市国母八丁目二番三九号先(マツダオート山梨南営業所)から甲府市国母八丁目一三番一五号先までの両側	甲府市国母八丁目一五番一九号先から甲府市国母八丁目二番二五号先までの両側				
二〇〇	七一〇				
車両	車両				
終日	終日				
府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲
平成一七年六月一四日 告示第四七号	平成一七年六月一四日 告示第四七号	平成一七年六月一六日 告示第五五号	平成一七年六月一六日 告示第五五号	平成一七年六月一六日 告示第五五号	平成一七年六月一六日 告示第五五号

九四三	九四九	九四八	九四七	九四六	九四五
削除	市道 下石田 村中(5) 線	市道 上小河 原村中 (3)線	市道 高畑二 日市場 線 上小河 原村中 (4)線	市道上 条新居 一号線	市道 上小河 原停車 場線
	甲府市国母二丁目二番一 号先 から甲府市国母二丁目一七番三 号先までの両側	甲府市国母四丁目一四番一 号先 から甲府市国母四丁目三番一 号先までの両側	甲府市高畑三丁目七番一八号先 (丸八産業)から甲府市国母四丁目一六番一 号先までの両側	甲府市国母八丁目三番五号先 (出光興産エイブル国母SS)から甲府市国母八丁目三番先 (国母南公園南側)までの両側	甲府市国母八丁目二番先 (中華「五十番」)から甲府市国母八丁目一六番二 四号先までの両側
	二〇〇	五〇〇	八九〇	四八〇	四九〇
	車両	車両	車両	車両	車両
	終日	終日	終日	終日	終日
府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲
平成一七年六月一	六〇・一 二・二二 四七号	六〇・一 二・二二 四七号	六〇・一 二・二二 四七号	平成一四年二月一 八日 告示第七 号	六〇・一 二・二二 四七号

九四九	九四八	九四七	九四六	九四五	九四四
削除	削除	削除	削除	削除	削除
府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲
平成一七年六月一 告示第五 五号	平成一七年六月一 告示第五 五号	平成一七年六月一 告示第五 五号	平成一七年六月一 告示第五 五号	平成一七年六月一 告示第五 五号	平成一七年六月一 告示第五 五号

一、二二一	町道	中巨摩郡田富町大田和八三番地先(田富南小学校入口交差点)から中巨摩郡田富町西花輪四、九三三番地先までの両側	一、〇〇〇	車両	終日	南甲府	平一〇・一・二六 告示 第三号
-------	----	---	-------	----	----	-----	-----------------------

一、二二一	削除					南甲府	平成一七年六月一六日 告示第五号
-------	----	--	--	--	--	-----	---------------------

一、三三三	市道東 桂古川 渡線(中央道側道)	都留市川棚六一四番地先(谷村パーキングエリア入口より北東約一七〇メートル先)から都留市十日市場一四五番地先(ひしやくながれ橋より南西約六〇メートル先)までの両側	一、七〇〇	車両	終日	都留	平成一七年三月二四日 告示第二一号
-------	-------------------------	--	-------	----	----	----	----------------------

一、三三三	市道東 桂古川 渡線(中央道側道)	都留市川棚六一四番地先(谷村パーキングエリア入口より北東約一七〇メートル先)から都留市十日市場一四	一、七〇〇	車両	終日	都留	平成一七年三月二四日 告示第二一号
-------	-------------------------	---	-------	----	----	----	----------------------

一、三三四	市道愛宕町下条線	甲府市塩部二丁目六番九号先(甲府工業高校西交差点)から甲府市富士見一丁目四番三三号先(中央病院東交差点)までの両側	三〇〇	車両	終日	甲府	平成一七年六月一六日 告示第五号
一、三三五	県道甲府南アールプス線	甲府市塩部二丁目六番九号先(甲府工業高校西交差点)から甲府市飯田一丁目三番二九号先(バスポートセンター東交差点)までの両側	三五〇	車両	終日	甲府	平成一七年六月一六日 告示第五号

に改める。
別表第十九中

八一	市道池添梅ヶ坪線 市道朝氣三丁目一號 線 市道東五条通り線	甲府市城東三丁目二番一九号先から甲府市朝氣三丁目一四番一〇号先(有鈴峯山梨営業所西側交差点)までの両側歩道(一、二〇五メートル)	甲府南甲府	平成一五年三月二三日 告示第一六号
----	--	--	-------	----------------------

八	市道池添梅ヶ坪線 市道朝気三丁目一 目一 線 市道東五条通り線	甲府市城東三丁目二番一九号先から甲府市朝気三丁目二番一〇号先(三菱甲府南口給油所前交差点)までの両側歩道(一、四〇〇メートル)	甲府南甲府日 平成一七年六月一六 告示第五五号
---	---	---	-------------------------------

に改める。
別表第三十二中

一〇七	県道甲府昇仙峡線(都市計画道路路塩部町開国橋線)	甲府市塩部二丁目六番九号先(甲府工業高校西交差点)	四 平成一七年二月二日 告示第七号
-----	--------------------------	---------------------------	-------------------------

を

一〇七	県道甲府昇仙峡線(都市計画道路路塩部町開国橋線)	甲府市塩部二丁目六番九号先(甲府工業高校西交差点)	四 平成一七年二月二日 告示第七号
一〇八	県道甲府昇仙峡線	甲府市飯田一丁目三番一九号先(バスポートセンター東交差点)	二 平成一七年六月一六日 告示第五五号

に改める。